

【公募】

島根*創生
SHIMANE SOUSEI 2nd

令和7年度 特殊鋼・鋳物関連産業の 暑熱対策支援事業補助金

金属の溶解炉等を保有する製造業の暑熱対策に資する
設備投資等を支援します。

要件等

対象者及び対象事業等の要件は裏面のとおり

公募締切

令和7年5月30日（金）17時まで
（必着）

補助率等

（補助率） 1/3以内
（補助限度額）

県内事業所における従業員数
301名以上 100～8,000万円
300名以下 100～4,000万円

補助期間

交付決定の日から、最長で令和10年2月29日（火）まで
※補助期間を複数年度にわたり設定することも可能です。

申請方法

所定様式（県HP）に必要事項を記載し、資料添付のうえ、ご提出ください。ご不明な点は、お問合せいただくか、県HPをご覧ください。
※複数年度に及ぶ補助期間とする場合、必ず事前相談をお願いします。



▶お問い合わせ先 島根県商工労働部産業振興課 ものづくり推進係
TEL:0852-22-6740 【電話受付時間 8:30～17:00（土日祝日除く）】
E-mail:mono-shinsei@pref.shimane.lg.jp



項目	内容
補助対象経費	製造現場における暑熱対策に資する施設、設備、機器の工事請負費、導入費・購入費のほか、知事が特に必要と認める経費 例：避暑用の休憩室の設置、送風ダクトを用いた空調設備、熱源近接作業の遠隔操作に係る設備（自動注湯装置、除滓装置） など
対象者	次に掲げる全ての条件を満たす者 (1) 県内に事業所を有する、現に製造業を営む事業者 (2) 県内の事業所に金属の溶解炉又は鍛造用加熱炉を保有すること (3) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」のいずれにも該当しないこと (4) 島根県税の未納の徴収金がないこと ※金属の溶解炉は一回当たり溶解能力が300kg以上 又は一時間当たり溶解能力が300kg以上

審査方法

書面審査

事業フロー



その他、ご不明な点は、お問い合わせいただくか、
県HPをご覧ください。